

法 學 研 究

法律・政治・社会

第九十卷 第七号

論 說

一九五八年の南寧會議と三峽ダム計画

林 秀 光

国際刑法における正犯と上官責任の適用上の関係
について

後 藤 啓 介

—二〇一六年三月二二日の国際刑事裁判所第一審裁判部第三
法廷ベンパ事件判決を契機として—

研究ノート

沖縄地方紙と沖縄の「地方益」

大 石 裕

判例研究

〔商法〕 五七七 委員会等設置会社である銀行の執行役の任
務懈怠責任が否定された事例(新銀行東京
事件)

商 法 研 究 会

〔下級審民訴事例研究 七七〕

民事訴訟法研究会

慶應義塾大学法学部内

法 学 研 究 会